

年度別	舊市域		新市域		八王子市		西多摩郡		南多摩郡		北多摩郡		計
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	
昭和八年度	1	110											110
同九年度													
同十年度													
同十一年度	1	20											20
同十二年度	1	120											120
合計	3	250											250

右を年度別に集計すれば次表の如くなる。

二、年度別茶養講習(講演)會開催回数、日数及び延人数調

備考一 昭和十二年度は昭和十二年十二月末日迄とす

年度別	舊市域		新市域		八王子市		西多摩郡		南多摩郡		北多摩郡		計
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	
昭和八年度	1	110											110
同九年度													
同十年度													
同十一年度	1	20											20
同十二年度	1	120											120
合計	3	250											250

第二表 自昭和八年度至昭和十二年度 學校給食實施經過

年度	年度	校名	開始年月日	摘要
昭和八年度	西多摩郡古里村	古里村常高等小学校	昭和八年十二月	全校生徒 六〇〇名 給食 兒童 二三五名 〔内主、副一六三名〕
昭和九年度	西多摩郡戸倉村	戸倉村常高等小学校	昭和九年四月	全校生徒 二〇〇名 給食 兒童 七〇名 〔内主、副一五〇名〕
同	西多摩郡吉野村	吉野村常高等小学校	昭和九年十二月	全校生徒 五〇〇名 給食 兒童 三四九名 〔内主、副三四九名〕
昭和十一年度	西多摩郡水川村	水川村常高等小学校	昭和十一年一月	全校生徒 五〇〇名 給食 兒童 一三〇名 〔内主、副一三〇名〕
同	北多摩郡田無町	田無町常高等小学校	昭和十一年十二月	全校生徒 八〇〇名 給食 兒童 四三二名 〔内主、副四三二名〕

第一、二、三回東京府茶養講習會要項

(昭和十二年)

- 一、参加者 各市町村吏員一名、各小学校職員二名
各女子青年團幹部二名、各種團體幹部二名
其他希望者

二、會費 不要

- 三、會期及會場 十月二五、二六日 西多摩郡青梅小学校
十月二八、二九日 北多摩郡府中小學校

四、参加者ノ出席スベキ會場

- 西多摩郡各町村参加者ハ 青梅小学校
北多摩郡各町村参加者ハ 府中小學校
八王子市及北多摩郡各町村参加者ハ 八王子第四小学校

五、講師

- 東京府衛生課長 草間弘司
榮養研究所技師 原徹一

六、講習日程

第一日 午前九時ヨリ

開會ノ辭 草間 課長

東京府衛生主事補 野田 純康

東京府衛生技師 桑原 丙午生

東京府衛生技師 前田 正文

東京府衛生主事補 野田 純康

東京府衛生技師 桑原 丙午生

東京府衛生技師 前田 正文

東京府衛生主事補 野田 純康

第一日 午前九時ヨリ

開會ノ辭 草間 課長

(三) 學校給食狀況調査(學校給食參考資料)

東京府に於ける養老改善を目的としたる有料給食實施狀況は左の如くである。(昭和十二年十二月現在に於ける回答)

事項	年月日	設備費	同上出所	在籍児童總數	児童參加數	一人一月一食當細費	炊事員數	同上手當	同上出所	備考
麹町區 麹町小學校	11.1.1	1,000.00	母の會	100人	36人	1.00	1人	1.00	同上出所	日本養老協會より配給
北浦區 北浦小學校	11.1.1	1,000.00	母の會	100人	36人	1.00	1人	1.00	同上出所	母の會より一日四人の勞力奉仕あり
四谷區 第五小學校	11.1.1	1,000.00	四谷區役所	100人	36人	1.00	1人	1.00	同上出所	十二月以降一時中止
赤坂區 青山小學校	11.1.1	1,000.00	本校備品費	100人	36人	1.00	1人	1.00	同上出所	高等科女児五名あて順次家事實習として手傳はしむ
澁谷區 澁谷小學校	11.1.1	1,000.00	澁谷區役所	100人	36人	1.00	1人	1.00	同上出所	左の五校に配給す
上原										

國民養老改善特ニ
副食物ニ就イテ
國民養老改善特ニ
主食物ニ就イテ
衣食住ノ改善ト女子ノ立場

原 技 師(二時間)
杉 本 技 師(二時間)
横 島 囀 託(二時間)

第二日 午前九時ヨリ

特別養老ニ就イテ
調理理論ト實習
本府養老改善施設概要

前田 技 師(二時間)
桑 原 技 師(四時間)
野田 主事補(二時間)
前田 技 師

事項	年月日	設備費	同上出所	在籍児童總數	児童參加數	一人一月一食當細費	炊事員數	同上手當	同上出所	備考
神田區 佐久間小學校	11.1.1	1,000.00	神田區役所	100人	36人	1.00	1人	1.00	同上出所	児童負擔
下谷區 下谷小學校	11.1.1	1,000.00	下谷區役所	100人	36人	1.00	1人	1.00	同上出所	本校厨房
西多摩區 古里小學校	11.1.1	1,000.00	密附金村費	100人	36人	1.00	1人	1.00	同上出所	費
戸倉										
吉野										
氷川										
北多摩區 北多摩小學校	11.1.1	1,000.00	町費	100人	36人	1.00	1人	1.00	同上出所	児童負擔

各小學校に於ける實況 (三多摩郡下)

(甲) 古里小學校

一、主旨(1)開始の動機

本村は奥多摩溪谷に沿ふ山間の地、「醫師なき村」「米なき村」として餘りにも恵まれざるどころより、昭和七年九月

より府の恩賜診療所が開設されることになつた。其の調査統計に依れば慢性胃腸疾患、呼吸器疾患等直接間接に養老状態と深き關係にある患者が多いことより、經濟的養老食攝取によつて村民の健康を増進せしめ、上は以つて皇恩に報じ、下は以つて村の更生を計るべく、先づ學校給食より着手することとしたのである。

(2) 目 的
 児童を通じて家庭の栄養改善を計り、以つて食糧、経済の
 合理化ひいては健康村の樹立にある。

(3) 開始迄の経過

昭和八年十月十八、十九、二十日の三日間、府衛生課長輕
 部氏、本村助役並衛生係、村會議員、小學校長及職員計十
 一名の一行が群馬縣に於ける農村栄養改善並學校給食の實
 際を視察し、十一月十二日、前報報告を兼ね本村に於ける
 栄養改善實施案、學校給食等に就き協議會を開催し、十二
 月一日より學校給食を實施せり。但し棚澤、大丹波分教場
 は翌年五月より實施せり。

二、設備及其の費用概算

(1) 炊事場 (見取圖三四頁)	三七〇.二三
内譯、本校 (小使玉支遣、其の後進) 棚澤分教場 (新設)	二二三.〇〇
大丹波分教場 (新設)	八五.七〇
大丹波分教場 (新設)	七一.五三
(2) 備 品	三一〇.三四
内譯 本校分	二四五.六二
棚澤分教場分	三六.〇五
大丹波分教場分	二八.六七

〇備品費内譯

番 號	品 名	個 數	價 格
一平	釜 (二石二斗入)	一	一九.五〇
二平	釜 (三斗入)	一	一〇.五〇
三	水汲バケツ	五	一.五〇
四小	桶	三	〇.三〇
五灰	撮	二	〇.一四
六	大柄杓	一	〇.三二
七	茶切庖丁	五	一.二〇
八	出刃庖丁	二	一.二〇
九	スプーン	三	一.二〇
一〇	調理臺	一	三.〇〇
一一	ミロンチ	一	三.〇〇
一二	オロシ	一	三.〇〇
一三	平 炭	一	一.二〇
一四	炭 (銀子)	三	二.五五
一五	上 炭	四	二.六〇
一六	煮 籠	二	二.一〇
一七	大 杓	一	〇.一五
一八	杓 子	五	〇.一五
一九	四 杓	三	三.六〇
二〇	配 給 箱	三〇	三.六〇
二一	藥 箱	一〇	四.三一
二二	會 席 帳	一	六.七五
二三	配 給 表	一	六.七五

三、給食規程

- (1) 主 食 現品納入を本體とす。止むなく代金を以つてするものは月額金五十錢とす。
- (2) 副食 代金納入を本體とす。場合によりては現品納入も妨なし。
- (3) 申込 通年を本體とす。
- (4) 食費納入 毎月廿日より廿五日迄とす。擔任調尋に納入せしめ、給食費徴集簿に記入し會計係に納む。
- (5) 缺食又は租食児童の取扱 村當局及方面委員、學校との打合せにて決定し、次の三種に區別し、父兄より代金前納の形式をとり、國庫交付金中より給與す。
 - A、主、副共に給與するもの
 - B、副食のみ給與するもの
 - C、副食二分の一を給與するもの

四、給食の實際

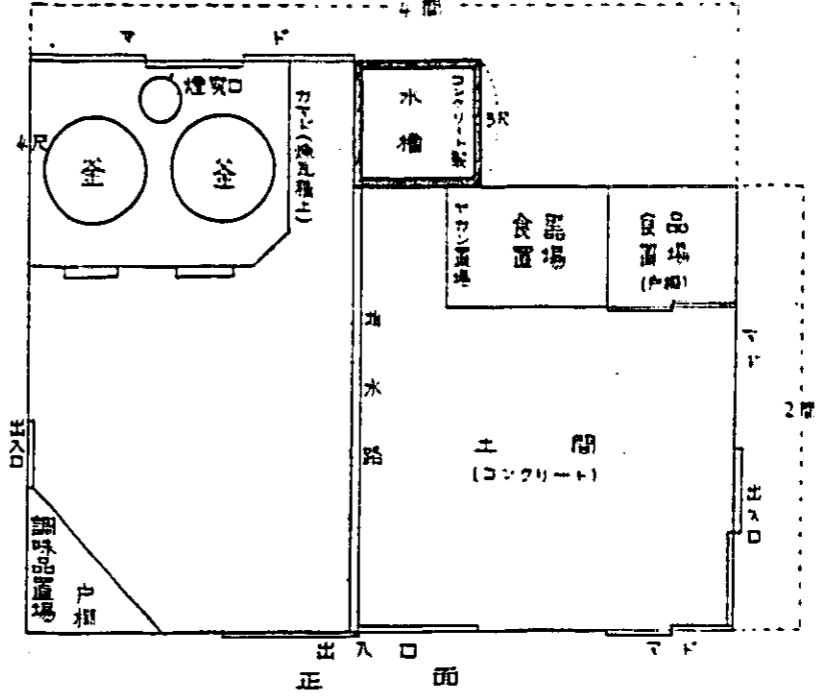
- (1) 實施方法の大要
 - イ、購入方法 野菜類は村内生産品を使用するを原則とするも、不足は良品廉價を「モットウ」とし他より購求す。傳票又は購求簿使用、月末會計とす。
 - ロ、献立及調理 献立は單位式献立法により、一週間分を作製し、調理を了せば配給箱に納めおく。
 - ハ、配給及消毒 配給は當番児童に依り行ふ。食器、及調理道具は使用後、清水にて洗ひ、更に煮沸する。
- (2) 一ヶ月一人當支出經費 主食、現品二升、副食、金二十錢
- (3) 事務分擔
 - イ、食費徴集…擔任調尋

番 號	品 名	個 數	價 格
二四	食 器	五〇〇(大) 五〇〇(小)	一四九.九九
二五	米 櫃	一	〇.三五
二六	カ ラ ン	一	三.一二
二七	ゴ ム ホ ー ス (三六尺)	一	二.八八
二八	下 駄	二	〇.五〇
二九	フ キ ャ ン	一	一.一六
三〇	大 釜	一	舊來よりの品
三一	コ ン ロ	一	"
三二	火 消 壺	一	"
三三	摺 鉢	一	"
三四	摺 小 木	一	"
三五	鐵 瓶	二	"
三六	掃除用バケツ	二	"
三七	南 京 錠	一	〇.三五
三八	壽 松 錠	一	〇.三〇
三九	ニ ュ ー ム 皿	三〇	二.七〇
四〇	兒童用辨當箱	一	"
四一	兒童用辨當箱 (棚澤分校)	一	"
四二	" (大丹波分校)	一	"
四三	龜子ダマシ	一七	〇.七六
四四	米 櫃	一	五.六〇
四五	はん だ い	二	七.〇〇
四六	煎 か こ	一	〇.七五

△材料代、人工賃内譯略す

- ロ、材料購入……請求係
- ハ、収 支……會計係
- ニ、諸統計……統計係

調理場見取圖(本校)



五、給食實施後の状況

(1) 給食の効果
 身体的、血色良好となり、一般的に元氣づく。寒暑に對する抵抗力増進す。病氣の恢復割合に早し。注意力の持続可となる。

教育的、食事に對する作法良好となる。衛生思想向上す。

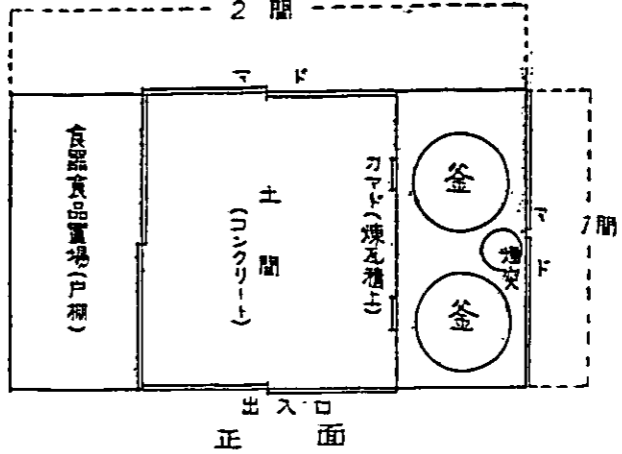
食物に對する好嫌殆ど皆無となる。

欠食兒、粗食兒の救済至つて好都合となる。

(2) 給食に關する各方面、父兄及兒童の感想

調理場見取圖

(柵澤、大丹波、分教場)



イ、兒童の健康狀態向上の歡喜

ロ、間食減少の喜び

ハ、食物に對する好嫌の無くなりし喜び

ニ、副食物の面倒の無くなりし喜び

カ、食事作法の佳良となりし喜び

(3) 當局の意見、方針及希望

開始以來主、副共に給食し來りしも、當地方は主食は各戸非白米よりも麥を多量に使用し居る點より考察し、副食のみとするも栄養上支障なきものと信ぜらるゝ點と物價の騰貴より代納等の取扱困難を感じたれば來學期頃より副食のみとし月額を廿五錢とする方針但し給食者には主、副共に之を給すること

六、最近實施したる一週間の獻立表(三八頁参照)

(乙) 戸倉小學校

一、主旨

(1) 開始の動機

當校兒童の身體検査の統計と、東京府の統計とを比較して見る時、當校兒童の方が著しく低下してゐる。亦兒童の辨當を調査したる時、梅干、澤庵等の副食物持参のもの多く、栄養上誠に苦心に耐へざる點多々ありと考へたのが動機となつたものである。

(2) 目的

栄養食給與により發育の向上を計る

(3) 経過

七年度より欠食兒童に給食の結果、成績極めて良好なりしたため九年四月一日より學校給食を開始せり。

二、設備及其費用概算

竈	五五・〇〇
建物	二〇〇・〇〇
食器	五〇・五二
計	三〇五・五二
出 所	村 費

三、給食規程

(1) 欠食兒童には無料にて主、副共に之を給食す。(主食は七分搗米)

(2) 副食物のみを作成し一食一錢と大體定む

四、給食の實際

土曜を除く五日間之を行ひ、獻立は女教員に作成せしむ。

野菜類は學校生産のものを利用し、不足分は大量購入をなす。

一ヶ月一人當り支出經費 〇・七五位

事務は會計、獻立、調理に分擔す

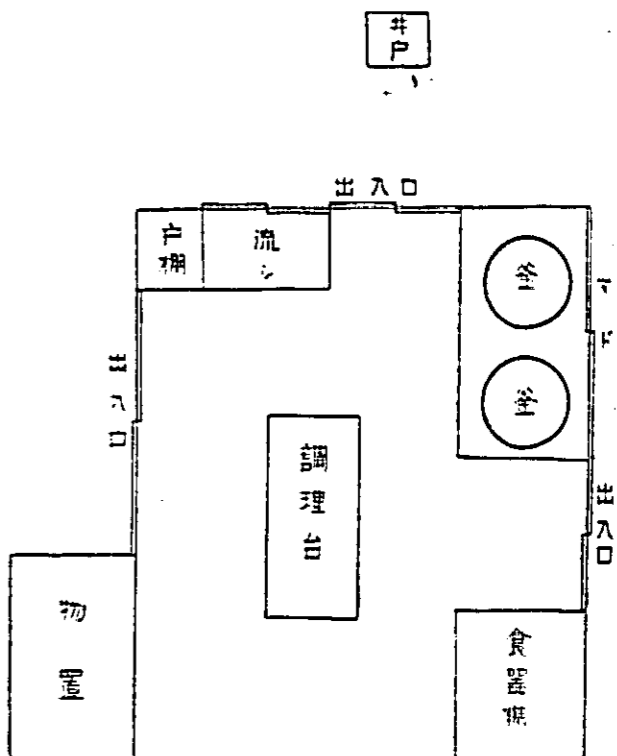
五、給食實施後の状況

偏食するもの少くなり、發育狀況も年々良好となる傾向にあり、獻立は變化に富む故兒童は特に好嗜す。

當局は經費少きを常に遺憾に思ふ。

六、最近一週間獻立例(三九頁参照)

七、炊事場見取圖



(丙) 田無小學校

一、主旨

(1) 開始の動機

本町の現状は主食物を持参し得ざるものは比較的少数なり、然れども副食物は極めて貧弱にして栄養價値に乏しく誠に寒心に堪へず斯くては兒童の發育上影響すること大なるを思ひ開始せるものなり。

(2) 目的 兒童の體質の向上を計るため

(3) 開始までの経過

二、設備及び費用

炊事場 五五〇・〇〇 木造スレート葺、七坪
備品 二五〇・〇〇

計 八〇〇・〇〇 可費

三、給食規程

- (1) 給食を受けんとする者は申込書又は口答により受持訓導に申出づること
- (2) 受持訓導は申込者ありたる時は學級別給食控簿に記入の上給食係主任に申出ること
- (3) 給食主任は人員調査係に通知すること
- (4) 各學級には給食人名簿、給食費收支明細簿を備へ置く

こと。

(5) 給食は毎週土曜日を除く五日間に行ふ。

(6) 給食費は左記の通りとす。

a. 有料分

一人の場合 三五銭

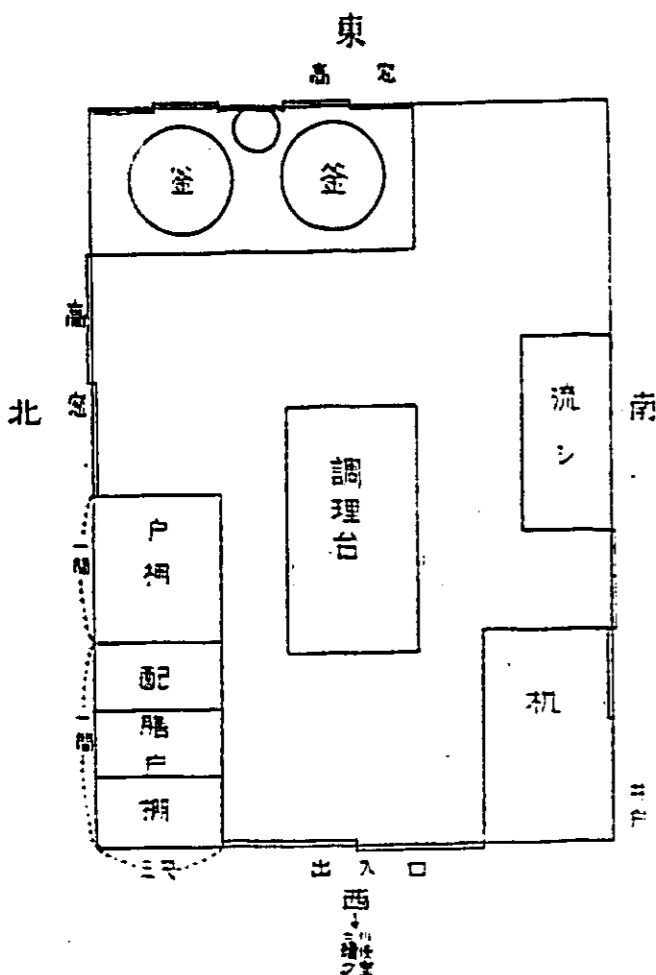
兄弟二人の場合一人當り 三〇銭

兄弟三人の場合一人當り 二五銭

兄弟四人の場合一人當り 二〇銭

b. 無料分

炊事場見取圖



要養護兒童には府の補助金より支出す 毎日約六〇名

(備考) 府補助金 四二〇圓

(7) 給食を中止したる兒童に對しては日割計算にて徴収す。

(8) 係員 (イ)主任 (ロ)人員調査 (ハ)献立 (ニ)材料購入 (ホ)會計

(6) 右規程中訂正又は追加の必要生じたる時は係員協議し學校長の指揮を受け決定すること

四、給食の實際

- (1) 献立係は翌日の献立表を前日の午後主任を経て炊事婦に回付す。炊事婦は材料購入係と打合せ、当日中又は翌日の早朝までに材料を取揃へ炊事の準備を完了すること
- (2) 人員調査係は當日朝、人員確定數を炊事婦に廻付す
- (3) 炊事婦は料理出來上りたる時は學級別に所定の箱に納め配膳棚に入れ引渡し準備をなす
- (4) 各學級の食事當番は炊事婦より受取りたる上自己の學級に持ち歸り受持訓導の指揮によ

6. 21		6. 26					6. 25								
白和へ		カレーライス					浸し煮								
豆	人	玉	小	煮	玉	生	大	人	馬	計	人	ラ	煮	油	切
腐	豆	葱	粉	粉	葱	揚	豆	豆	鈴	計	豆	豆	干	揚	干
五〇	四〇	四〇	一〇	一〇	三〇	二〇	二〇	二〇	五〇	一〇	二〇	一五	二〇	一五	一五
六・五	〇・五	〇・三	〇・九	〇・三	〇・四	二・五	二・〇	〇・二	一・〇	一四・二	〇・一	八・八	四・二	一・一	一・一
四五	二〇	二〇	三五	一四	七	三〇	二二	五	四〇	一五八	三	一九	四二	六〇	四
6. 25		6. 24			6. 23		6. 22								
煮込		味噌汁			煮豆と鹽鮭		すいとん								
生	馬	玉	馬	豆	味	鹽	ラ	油	人	キ	玉				
揚	鈴	葱	鈴	腐	噌	鮭	づ	揚	豆	ヤ	葱				
二〇	三〇	五〇	五〇	三〇	三〇	四〇	二〇	一〇	一五	一〇	一〇				
二・〇	一・〇	〇・三	〇・六	三・三	三・八	七・六	五・二	〇・五	一・一	〇・一	〇・一				
二六	四〇	九	二四	二二	四九	一五八	二八	一六	四〇	四	五				
二六	四〇	九	二四	二二	四九	一五八	二八	一六	四〇	四	五				

り配布す。
 (5) 主任は日々給食状況表を首席訓導を経て學校長に提出す。
 五、給食實施後の状況
 給食實施後尙日浅く人員も比較的少なく、効果に就いての觀察困難なるも兒童の營養状態は次第に向上し、身體検査の結果も之を示すものあり。偏食の弊も次第に除去され、有料無料の區別つかざるやうになり、父兄も其の効果を了

解し好感を持ちつゝあり、兒童も日増しに馴れ希望者も少敷なれど日増しに増加しつゝあり。
 今後は一層材料の購入に献立の改良に努め全校兒童の参加を希望中なり。此のためには公の補助等により無料に近き費用にて給食することを得ば眞の目的は達せられる筈なれば、かゝる日の一日も早からんことを切望中なり。
 六、献立表(四〇頁参照)

6. 22		6. 21		6. 24		6. 23	
鐵火味噌		野菜豆		煮込		すいとん汁	
油	煮	ラ	煮	煮	人	午	馬
計	干	計	干	干	豆	鈴	鈴
二五	一〇	二二	二〇	一〇	二〇	四〇	五〇
一〇・四	三・〇	一一・三	一・二	一〇・二	一・〇	二・一	一・一
二八	一九	一九	六五	二八	二八	四〇	三〇
6. 24		6. 23		6. 24		6. 23	
煮込		すいとん汁		煮込		すいとん汁	
油	馬	煮	黄	煮	人	午	馬
揚	鈴	干	干	干	豆	鈴	鈴
一〇	五〇	三	八	一〇	二〇	四〇	五〇
二・一	一・〇	一・八	〇・七	一・〇	一・〇	二・一	一・一
三〇	四〇	一六	二八	二八	二八	四〇	三〇

田無小學校の分		
6. 23	6. 22	6. 21
油いため	煮付	煮付
計	計	計
胡麻油	茄子	茄子
一〇	二〇	四〇
三〇	一〇	四〇
五〇	五〇	四〇
計	計	計
一〇二	一一一	一〇〇
三三	一八〇	二八
六〇	九四	七二
一〇	八〇	二
一	一	一
6. 26	6. 25	5. 24
ねた	煮豆と明煮	おでん煮
計	計	計
味噌	昆布	馬鈴薯
肉	豆	干
計	計	計
二五	二〇	一五
四五	四〇	五〇
四八	一〇	二五
一五	一六八	一〇
一〇八	四二	四〇
	二六	四八
	一	二
	一	一

参考

次に埼玉縣桐生小學校に於ける學校給食の實施に至る迄の状況を参考に掲載すれば次の通りである。

學校給食の方法 (埼玉縣桐生小學校)

準備工作

(一) 辨當調査、一定期間調査を続け、辨當が各兒童に適應してゐるか、もし不適なるものある時は、如何なる點なる

やを検討し、尙兒童の嗜好状態、偏食状態の調査を行ひ、之を根據として改善に着手する。

(二) 父兄會、母姉會の開催、辨當調査の結果、或は他校に於ける學校給食の状況並に其の效果に關し、懇談し尙本校に於ても辨當副食物の共同調理をなし、左の如き項目を目標として兒童に健康教育を施し度き旨を説明し又其の賛同を要望する。

1. 食物に對する訓練
- (イ) 偏食の矯正
- (ロ) 食品に對する好嫌の減退
2. 榮養に關する知識關心の向上
3. 食事時間の明朗化
4. 食事訓練
5. 健康増進

(三) 文書に依る賛否照會

拜啓 益々御清榮の段奉賀候 唯者兒童の體質改善、體位向上、健康増進の目的を以て辨當副食物の共同調理に關する計畫實施上左記事項御意見承り度候間、御多用中恐入候へども御回答相願度此段得貴意候

月 日 學校長 氏 名

保護者 殿

記

一、兒童の辨當副食物を學校で調理して榮養副食物供給の計畫實施の場合には御費成の上御申込になりますか、
 ○賛成します
 ○申込みます
 ○賛成しません
 ○申込まない

二、副食物調理に要する費用は一月一人何程位を適當と御考へになりますか
 ○金額 錢程度

御回答には第一項は不用文字をお消しの上、第二項は適當に御考へになります金額を御記入の上御返戻願ひます。

(四) 榮養講習會の開催

學校給食を實施するには先づつて一般民衆の榮養に關す

る知識普及の徹底を圖らねばならないことは勿論なるため、女子青年團、一般家庭婦人に對して榮養改善、及學校給食に關する講演講習、映畫會を開催す、尙學校給食に當り献立作成者、及調理人に對して引續き訓練し(本府指導員を派遣す)給食開始後に於ても一定期間出張指導に當ることとす。

(五) 申込書

左記書面を後援會役員の許に町内別、家庭別在學兒童調査表と共に依頼す

拜啓 唯者兒童の辨當副食物を學校に於て共同調理し榮養副食物供給の計畫に關し御意見承り候成多數の方々の御費成と之が實現の速かならん事を要望せらるゝ切なる尙有之候に就ては後援會御援助のもとに實施致し度候間左記御承の上御申込相成度此段得貴意候

記

一、辨當副食物は全校兒童に供給するを本體とす

但、當分の間第 學年のみとす

二、經費は當分一ヶ月一人金 錢とし翌月 日までに納入するものとす

三、經費使途内譯左の如し

一金 副食物調理費

一金 衛生料

昭 和 年 月 日 學 校 長

保護者 殿

辨當榮養副食物供給申込書(家庭別申込書)

第 第 學年

右趣旨ニ賛同シ此段申込候也

昭 和 年 月 日 右保護者 町 番地 印

(六) 給食に関する諸用紙
1. 物品購入傳票(午後四時迄に調理室より給食部長へ)

買入傳票

昭和 年 月 日		店名	品名	数量	単價	金額	金額	店名

交印入印

2. 給食費領収袋

(表) 給食費領収袋

昭和 年 度		組 名		姓 名	
四月分	錢	五月分	錢	六月分	錢
七月分	錢	八月份	錢	九月份	錢
十月分	錢	十一月份	錢	十二月份	錢
一月份	錢	二月份	錢	三月份	錢
		擔任印			

注 意

一、毎月五日限り御拂込願ひます
 一、御拂込願ひますと其の月の欄に捺印して翌月御拂込願ひますときに差上げますから領收済と御承知願ひます
 一、御金は必ず紙片に包んで袋にお入れ下さい

〇〇 小学校

(四) 共同炊事状況 (西多摩郡青梅町)

一、青梅養食配給施設の趣旨

總てに行詰つた現代社會に於きまして我々の最も強き叫びは何と謂つても此非常時打開と難局突破でなければならぬが、要するに我々相互に經濟的にも奮闘一番以て一大更生と一大躍進を期さなければなりません。

古語にも「千里の行は足下より始む」とありますが我々の更生躍進の基調をなすものは先づ第一に生活活動の要素である所の身體の健康でそれは銘々個人だけでなく一進進では隣保集團共存の社會一般に及ぼし各自に強健状態を保有して愉快に活動すると云ふ事でありませぬ。勿論斯くする事が食物のみに依るとは云へないのですが人類の生命保持の一大要件

が食物である以上我々は何をおいても先づ食物に就て如何にして生活上の目的を達し得らるべきかを我々の處生上最大關心を以て考へなければなりません。而して夫れは決して彼の徒に口舌嗜慾の犠牲である所の美食奢侈のそれだけでなく極めて科學的に合理的に保健衛生、經濟を主とし、然も能率的に鹽梅調理せられたる毎日の三食より攝取する所の榮養素より招來せられたる結果でなければなりません。而して自然此の健康生活から生ずる所の活力、體力が總て一家の原動力の根據となり、家事其の他職業上に於ける能率を増進する事となり、隨て一家の消費經濟進んでは其の經營上に及ぼす効果の偉大なるべきものあるを想像する時、決して輕々忽諾に附し去る事の出来ない事柄であると考へます。

如上の見地に立ちまして近時榮養研究所の指導の下に各所の工場に實行せられて居ります所の各種事業が此の非常時に際し、如何に精神的經濟的更生の最大要項で極めて効果的であるかは、今更喋々を要するものではありません、而して此の事業は我々家庭に取り入れても充分實行價值のあるものであると思ひます。

そこで我々同志は徒に更生を叫び躍進を論ずる事を休めて、たとへ千里の一步でも實踐躬行に向つて拍車を掛くる事

と致しまして、全國で始めての試みである各家庭を單位とし、先づ以て試練的に其の區域範圍も極めて中央の一小部分に限定し、そこに一定の同志を糾合して本組合を組織し、經營する事に依りまして初志の貫徹を期せんとするのであります。

本計畫實施は榮養研究所長佐伯短博士の御懇篤なる御指導に依り、昭和九年十二月七日より開始せり。

組合創立計畫並に實施に付ては小澤英助、根岸平吉、岸榮、田邊榮一、橋本明治郎、宇津木平九郎、平岡勝三郎、小澤秀蘭諸氏の熱心なる援助を仰げり。

爾來現に實施しつつある埼玉縣所澤、入間川、豐岡、飯能、佛子方面の視察を爲し、其の長所を採り、短所を捨て、左記數項の要件を考慮の上、炊事場設立に着手せり。

- 一、附近に非衛生的なる建築物なき事
- 一、南面して光線空氣の良好なる場所
- 一、配給家庭に最も便利なる位置

炊事場は青梅町の中央南側青梅電鐵青梅驛より約二丁此要件に稍近き場所の選定を終り、昭和九年十月より起工し十一月三十日に之を完了せり。

炊事場は間口三間奥行五間内部は全部コンクリートとなし、水道電燈電話等を設備せり。

炊事に必要なる器具は

- 一、直径四尺の釜三個
- 一、直径一尺六寸のフライ鍋一個
- 一、鍋物用コンロ一個(高さ三尺幅一尺九寸長さ九尺)
- 一、調理釜三個(長さ一間幅三尺高さ一尺五寸一個
長さ一間幅三尺高さ二尺一個
長さ三尺幅三尺高さ二尺五寸一個)

配給桶、調味料置架其他を設備せり。

尙炊事場設備費は各家庭一名に付金三圓を消費せしめ、不足分は組合長大河原由藏名義を以て信用組合より借り入れることとし、其償局は食費より捻出する事とせり。

一、食料品購入方法

物資は當地物品販賣業者を壓迫せざる様専ら當町内に於いて出来る限り之を購入する事とせり。

一、會計方法

會計は最も正確を旨とし、當地信用組合を利用し、毎月二回食費を計算し配給組合より傳票を發行し、加入者に直接信用組合へ傳票記入の食費を拂込ましむる事とせり、又購入物品の支拂は月一回請求書を榮養食配給組合に提出せしめ、榮養食配給組合に於いては精密に調査したる上信用組合に送付し、納入者は領收書を支拂期日に直接信用組合に提出すれば

請求書と照合の上支拂ふ事とせり。

一、食費の計算

食費は一日三食二十二錢とし、朝食は主食五錢(一合三勺)副食一錢五厘、晝食主食五錢副食三錢、夕食主食五錢副食二錢五厘の割合を以て計算する事とし、晝食のみの所謂辨當は一食九錢を徴収する事とせり。

但し晝食希望者に對しては設備費の負擔は免除する事とせり。

又組合創立計畫中には家庭に時折パンフレットを配布せり。

一、青梅榮養食調理配給組合規約

第一章 總 則

第一條 本組合ハ青梅榮養食調理配給組合ト稱ス

第二條 本組合ハ青梅町所在商店並ニ各家庭ヲ以テ組織ス

但シ當分地域ハ青梅町新宿、下町、中町、上町ノ範圍ニ限ルト雖此地以外ノ申込希望ニ對シテハ役員會ノ決議ニ依リ其ノ諾否ヲ決定ス

第三條 本組合ノ事務所ハ配給所内ニ置ク

第四條 本組合ハ地域内ノ商店並ニ各家庭ニ榮養食ヲ配給シ健康ヲ増進食品調理ノ合理化ヲ圖リ以テ各家庭ニ於ケル經

濟ノ更生ト生活ノ單純化ヲ期スルヲ以テ目的トス

第五條 本組合員ハ和協一致組合ノ目的達成ノ義務アルモノトス

第二章 役 員

第六條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

- 組合長 一名
- 副組合長 一名
- 幹 事 若干名
- 會計委員 若干名
- 榮養委員 若干名
- 評議員 若干名

第七條 本組合役員ハ組合員總會ニ於テ選舉シ組合長副組合長ノ任期ハ二ケ年幹事評議員ノ任期ハ一ケ年トス

第八條 本組合ニ顧問若干名ヲ置ク

顧問ハ役員會ニ於テ推薦ス

第九條 組合長ハ組合ヲ代表シ會議ノ議長トナル職務ノ一切ヲ統轄スルモノトス副組合長ハ組合長事故アル時之ヲ代理スルモノトス

幹事ハ左ノ事務ヲ分擔處理スルモノトス

一、會計……購買、出納

一、榮 養……献立及調理、配給監督

顧問ハ本組合ノ諮問ニ應ジ意見ヲ開述スルモノトス

第三章 會 議

第十條 本組合ノ會議ヲ分チテ左ノ三種トス

- 一、通常總會
- 二、臨時總會
- 三、役員會

第十一條 通常總會ハ毎年一回四月開會シ會務ノ報告其他重要事項ヲ協議決定スルモノトス

臨時總會ハ必要ニ應ジ之ヲ開ク事ヲ得

役員會ハ必要ニ應ジ隨時コレヲ開クモノトス

第十二條 會議ハ組合長之ヲ招集ス

會議ノ目的及ヒ期日場所ハ其ノ都度之ヲ通知ス

第十三條 左ノ事項ハ之ヲ總會ニ提出シ其ノ承認ヲ受クルモノトス

- 一、規約ノ變更
- 二、事業計畫及會務ノ報告
- 三、其ノ他重要ト認ムル事項

第十四條 會議ノ議事ハ出席員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス

第四章 會 計

第十五條 組合員ハ組合一切ノ經常費ニ對シテ之ヲ分擔支出スルモノトス

第十六條 前條ノ經費ハ毎月三回ノ決算ヲ以テ組合員ヨリ徴
收ス

第十七條 組合員ハ經費ノ拂込ヲ一回以上怠リ又ハ組合ノ統
制ヲ紊亂セシムル行爲アリト認ムル時ハ役員會ノ決議ヲ以
テ之ヲ除名ス 但シ此ノ場合ト雖未納經費ヲ徴收シ尙別ニ
定ムル出資ハ之ヲ返還セサルモノトス

第十八條 組合員ハ故ナク組合ヲ脱退スル事ヲ得ス 但シ特
別ノ事情アリ脱退ノ止ムナキニ至リタル場合ト雖出資金ハ
之ヲ返還セサルモノトス

第五章 配 給

第十九條 本組合ノ配給方法ハ本組合ノ配給人夫ヲシテ毎日
三回(朝昼夕)各家庭及工場其ノ他へ配給セシムルモノトス
第二十條 組合員ハ毎日中食給食受給ノ際其ノ翌日分(朝昼
夕ニ分チ)ノ給食人員ヲ別ニ定ムル傳票ニ記入ノ上配給人
夫ニ交付シ申込ヲ爲スモノトス

第二十一條 調理所ハ前條傳票ニ依リ原料一切ノ準備ヲ爲ス
ヲ以テ一旦申込タル人員ノ増減ヲ認メサルモノトス 但シ
配給ヲ減シタル場合ト雖最初申込タル食費ノ徴收ヲ減免セ
サルモノトス

第六章 補 則

第二十二條 本組合員ハ統計作成資料トシテ一定期間ニ於ケ
ル左ノ事項ヲ調査シ本組合事務所ニ提出スルモノトス

- 一、給與人名簿
- 一、給與人ノ健康状態
- 一、生産能率比較調査
- 一、従業員ノ勤怠状態
- 一、其ノ他必要ナル事項

第二十三條 前各條以外ノ事項ニ關シテハ其ノ必要ニ依リ役
員會ノ決議ヲ以テ之ヲ補足ス

- 一、加入者募集に就ての條件
 - (イ) 榮養食に理解のある家庭
 - (ロ) 経済状態順調なるもの
 - (ハ) 一家族の人員なるべく多数なるもの
- 加入申込に對しては加入申込書を各家庭に配布せり。
- 一、實施の經過

昭和九年九月榮養研究所長佐伯矩博士を研究所に訪問し實
施に關する指導を懇願せり。

昭和九年九月十八日當地の初音座に於て佐伯研究所長を招
聘し、各家庭に榮養食を理解せしむる爲各家庭、女學校、小
學校、農林學校、警察署、町役場吏員を聴衆として講演會を

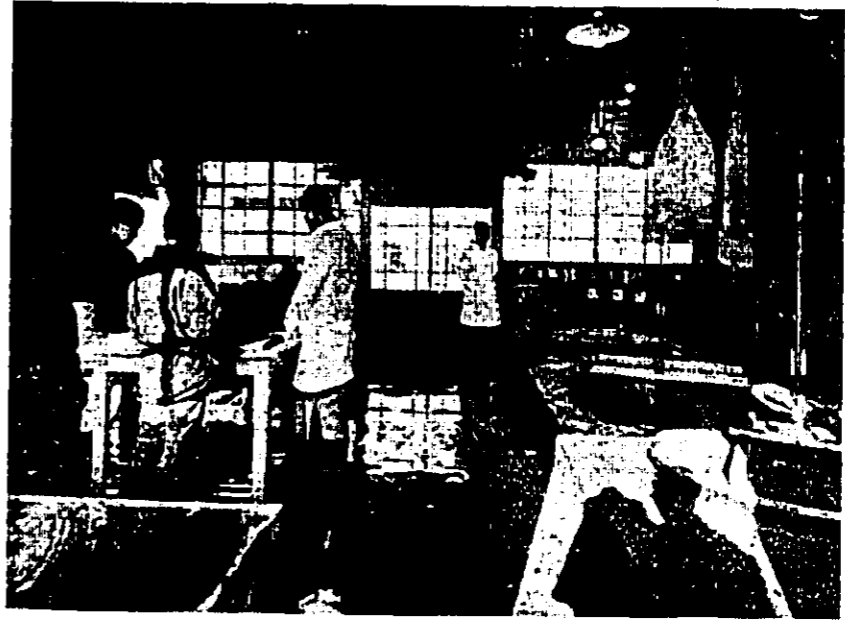
調 査 表

氏 名	年 度 別	家 族 人 員	主 食 費	副 食 費	調 味 料 費	燃 料 費	其 他	計	對 一 人 に	減 増 (+) %
根 岸 平 吉	昭和九年度	一 人	1,170.00	1,170.00	100.00	100.00	女中一人	1,540.00	1,540.00	107.2%
藤 原 金 之 助	昭和九年度	一 人	1,170.00	1,170.00	100.00	100.00	女中なし	1,370.00	1,370.00	117.1%
内 田 三 治	昭和九年度	一 人	1,170.00	1,170.00	100.00	100.00		1,370.00	1,370.00	117.1%
岸 榮	昭和九年度	一 人	1,170.00	1,170.00	100.00	100.00		1,370.00	1,370.00	117.1%
織 部 幸 十	昭和九年度	一 人	1,170.00	1,170.00	100.00	100.00		1,370.00	1,370.00	117.1%
宇 津 木 平 九 郎	昭和九年度	一 人	1,170.00	1,170.00	100.00	100.00		1,370.00	1,370.00	117.1%
	昭和十年度	一 人	1,170.00	1,170.00	100.00	100.00		1,370.00	1,370.00	117.1%

一、家庭の經濟に及ぼす影響
榮養改善により經費の負擔を増加するや否やは、極めて重
大なる問題なるが、農村工場に於ては必ず經費を、軽減する
事は幾多の調査に於て等しく認むる所なり。
當組合に於ても共同炊事法に依る榮養改善に於て、各家庭
の經濟費が軽減するや否やを調査せり。
昭和十年度一ヶ年に於ける主食費、副食費、調味料費、燃

料費を調査し、昭和八年度に比較せり。
其の他の項には女中及び四項目以外の飲食に關係する費用
を記入させたり。
配給當初より加入せる家庭全部調査せるも記録の明かなら
ざる家庭多く、數字に表し得る家庭十一戸を得、十一戸の家
庭中にも、配給後の一定期間に相當する、前年の期間を對照
に取りたるを考ふべきものもあるも此の調査に依り、前年度に
比し負擔を増したるや否やは明かに知る事を得。

激に増加し、三月四月と順次に減少し、五月に増加す、六月、七月と徐々に減少し、八月に僅か増加す、九月、十月、十一月はほぼ七月と同様にして、十二月に急激に増加す、一月に



部一の場事炊合組

食数の少きは餅、煮メの如き食物が各家庭に豊富にある爲なり。

二月は正月料理がなくなつて急激に食数増加す。三月に入

り節句彼岸あり。各家庭に於て各自調理を行ふ爲再び食数減少す。四月に入り一層減少す、これ四月には青梅町に於ては氏神の大祭あり、各家庭に於ては正月に次ぐ料理を行ふ爲なり、六月、七月と僅かに減少するは氣候に關係する爲ならんと思考す、九月、十月、十一月は七月とほぼ同様なり。

對照なき爲確實に知る事は出来ざるも一般に食慾は六、七、八と徐々に劣り、九月末より十、十一月と回復するものなりと考ふ、榮養食に於ては七月より十一月迄食数はほぼ同様にして特に八月は増加の傾向さへ示す、此の現象は榮養食の保健に及ぶ効果を暗示するものならん。

十二月は各家庭共に多忙にして特に商店に於ては臨時雇を使用する爲食数増加せり。

即ち正月に於ける餅、煮メの如く或は節句、彼岸、例祭に於ける家庭の調理の如く數日或は十數日配給數を減少せしめる事あり、又祭日、休日の如きは家庭の人数減じ或は従来の慣習に依る食物の贈答の爲一時的に食数の減する事あり。特に商店に於ては暮の賣出時に増加す。

一、榮養改善の小學兒童の健康に及ぼす影響

榮養改善が小學兒童の健康上に良結果を來す事は各地の學校給食の成績に依り明かなる所なり。

青梅榮養食配給組合に於ては成年男子を標準とし、献立を作成し、各家庭に配給し、各家庭に於て適宜斟酌して兒童に

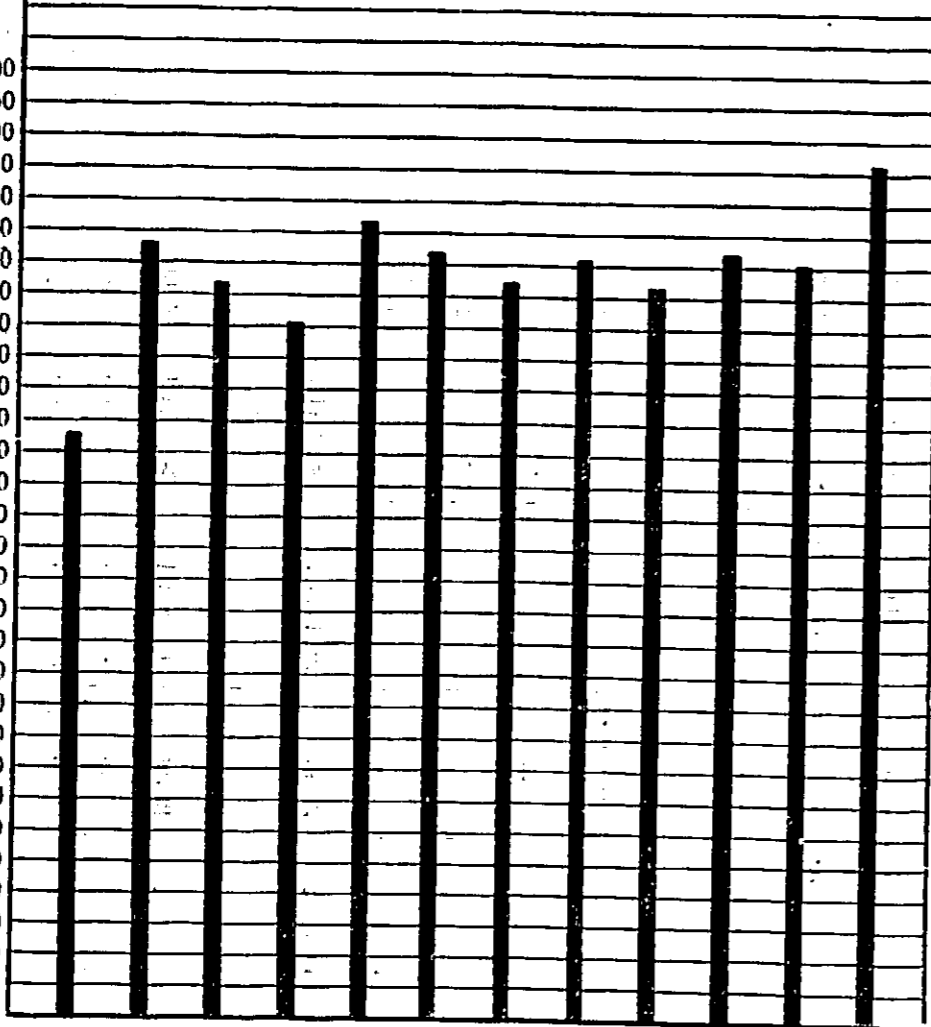
A 身長に及ぼす影響
B 體重に及ぼす影響

食費増減グラフ

一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二
月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月

1500
1450
1400
1350
1300
1250
1200
1150
1100
1050
1000
950
900
850
800
750
700
650
600
550
500
450
400
350
300
250
200
150
100
50

○ 胸圍に及ぼす影響



與ふる様注意しおきたり、此の結果が如何に兒童の健康に影響するやを調査せり。

昭和十年 齡度	九 年 年		十 年 年		十 一 年 年		十 二 年 年		十 三 年 年	
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
検査項目	平均									
榮養	五六〇	五四〇	五七三	五七五	五九七	五九七	六六〇	六六〇	七二〇	七二〇
食攝	五九五	五九七	六一八	六一五	六三三	六三三	七〇〇	七〇〇	七九〇	七九〇
取兒	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)
比較	三、五	三、五	二、七	二、七	四、五	四、五	〇、五	〇、五	七、〇	七、〇
検査人員	五人	五人	三人	四人	二人	四人	一人	一人	一人	一人
通常	五八〇	五八〇	五八八	五八二	五九七	五九七	六四一	六四一	六七〇	六七〇
食攝	六一一	六一一	六二七	六二七	六三五	六三五	六七一	六七一	七〇七	七〇七
取兒	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)
比較	三、一	三、一	三、九	三、九	一、九	一、九	三、八	三、八	三、七	三、七
検査人員	一四六人	一四六人	一〇六	一一二	一三〇	一三〇	二〇	一一五	五二	五二

昭和十年 齡度	十 一 年 年		十 二 年 年		十 三 年 年	
	女	男	女	男	女	男
検査項目	平均					
榮養	二三、一	二五、六	三二、七	二四、〇	三八、〇	三八、〇
食攝	二五、二	二八、九	三六、二	二六、五	四五、〇	四五、〇
取兒	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)
比較	二、一	三、三	三、五	二、五	七、〇	二、四、九
検査人員	四人	一人	一人	一人	一人	一人
通常	二六、五	二五、六	二八、四	二九、〇	三三、七	三三、七
食攝	二九、一	二八、九	三一、二	三一、八	三七、四	三七、四
取兒	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)
比較	二、六	三、三	二、八	二、八	三、七	二、二、三
検査人員	一一二	一三〇	一一五	一一五	五二	五二

青梅高等小學校榮養食攝取兒童統計表

昭和十年 齡度	九 年 年		十 年 年		十 一 年 年		十 二 年 年		十 三 年 年	
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
検査項目	平均									
榮養	一一四、七	一一四、七	一一九、二	一一九、二	一二三、〇	一二三、〇	一二六、九	一二六、九	一二七、〇	一二七、〇
食攝	一二〇、五	一二〇、五	一二四、四	一二四、四	一二六、三	一二六、三	一二八、五	一二八、五	一三二、二	一三二、二
取兒	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)
比較	五、八	五、三	五、二	五、二	四、三	四、三	五、四	五、四	三、八	三、八
検査人員	五人	三人	四人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人
通常	一一八、六	一一七、三	一二一、八	一二一、八	一二八、六	一二八、六	一二九、九	一二九、九	一三二、九	一三二、九
食攝	一二三、五	一二一、〇	一二七、一	一二七、一	一二八、七	一二八、七	一三三、七	一三三、七	一三九、四	一三九、四
取兒	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)
比較	四、九	三、七	五、三	五、三	五、一	五、一	五、八	五、八	六、五	三、九、九
検査人員	一四六人	一三〇	一〇六	一〇六	一一二	一一二	一一〇	一一〇	一一五	五二

栄養行配給家庭児童の對照に比して甚だ少きを遺憾とするが、栄養食攝取児童の特に胸圍の發育著しきは栄養食の健康に及ぼす効果を明かに物語るものなり。

栄養食児童中特に發育悪き十二年女は、偏食にして配給されし栄養食を攝取せざるに原因す。

即ち成年男子を標準とせる献立に依る。栄養食を児童に攝取せしめても、各家庭にて少しく斟酌して與ふれば、児童を標準とせし献立には効果は及ばすと言へども、相當の好結果を表す事を得。

一、栄養改善の健康に及ぼす影響

栄養改善が一般家庭人の健康に如何なる影響を及ぼすや、單位式献立に依る栄養改善が健康増進に、豫防衛生上、又治病法の根本をなすものなる事は、栄養研究所に於ける實驗上又各地の實際上より、社會の均しく認る處にして、今更結果の惡悪を論ずるは無意味の事なり。青梅栄養食配給所に於て健康に及ぼす影響を調査するに、各家庭に於て複雑なる理由に依り、時々一日配給を休み、或は主食のみの配給を要求し、時に湖食の一時を休む。然して配給を休みたる家庭に於ては、残物を整理するか、或は氣儘に調理して之を食す、是により一つは飲食に對する機械的觀念を除去して居るのである。然

れども斯の如き手段が反つて健康に惡影響を及ぼすが如き事あれば、社會の重要問題にして此の種配給組合設立に對しては其の當初に或制限或は條件を付さるべからず。

爲に此を利用する範圍も或程度限定されざるを得ず。勿論斯の如き手段を取る時は單位式献立の性能を充分に發揮する事は出來ざるも、從來に比し健康に好影響を與ふるとせば、さしあたり此の種の手段に依る配給組合を設立せざるべからず。

然して各家庭に栄養指導を行ひ、一般民が完全に栄養知識を得得する時初めて市街地家庭の共同炊事法に依る栄養改善が完結せる時なり。

市街地家庭に於ては生活様式益々複雑になり、斯の如き施設要望は今日各方面に起りつゝある時、以上の理由に依り健康調査を行へり。

一、調査法

健康調査は栄養食配給前此れを行ひ、一年半後調査を行ふ調査人員廿九名にして、調査項目は身長、體重、頸圍、胸圍、腹圍、概評、栄養、齒牙、既往疾病、現在疾病なり。

氏名	検査月日	身長	體重	胸圍	腹圍	腹圍	概評	栄養	齒牙	既往疾病	現在疾病
岸 六 歳 知	昭和九年十二月七日	107.5	14.5	0.11	0.11	0.11	乙	完	なし	なし	なし
	昭和九年五月五日	111.5	15.5	0.11	0.11	0.11	乙	完	なし	なし	なし
岸 十 歳 子	昭和九年十二月七日	127.5	20.5	0.11	0.11	0.11	乙	完	なし	なし	なし
	昭和九年五月五日	131.5	21.5	0.11	0.11	0.11	乙	完	なし	なし	なし
市川 ッ ネ 十五 歳	昭和九年十二月七日	147.5	27.5	0.11	0.11	0.11	乙	完	なし	なし	なし
	昭和九年五月五日	151.5	28.5	0.11	0.11	0.11	乙	完	なし	なし	なし
岡本 カ ネ 十五 歳	昭和九年十二月七日	147.5	27.5	0.11	0.11	0.11	乙	完	なし	なし	なし
	昭和九年五月五日	151.5	28.5	0.11	0.11	0.11	乙	完	なし	なし	なし
党 國 頼 之 助 十六 歳	昭和九年十二月七日	157.5	32.5	0.11	0.11	0.11	乙	完	なし	なし	なし
	昭和九年五月五日	161.5	33.5	0.11	0.11	0.11	乙	完	なし	なし	なし
野崎 良 助 十六 歳	昭和九年十二月七日	157.5	32.5	0.11	0.11	0.11	乙	完	なし	なし	なし
	昭和九年五月五日	161.5	33.5	0.11	0.11	0.11	乙	完	なし	なし	なし
雨宮 武 雄 十六 歳	昭和九年十二月七日	157.5	32.5	0.11	0.11	0.11	乙	完	なし	なし	なし
	昭和九年五月五日	161.5	33.5	0.11	0.11	0.11	乙	完	なし	なし	なし

氏名	検査日	身長	體重	頸圍	胸圍	腹圍	概評	榮養	齒牙	既往疾病	現在疾病
高野ノク 廿一歳	昭和九年五月十四日	156.0 (+)	45.0 (+)	34.0 (+)	80.0 (+)	60.0 (+)	乙	乙	同	なし	なし
平 啓次郎 二十歳	昭和九年五月十五日	158.0 (+)	48.0 (+)	35.0 (+)	82.0 (+)	62.0 (+)	甲	甲	完	なし	なし
武田三郎 二十歳	昭和九年五月十四日	157.0 (+)	47.0 (+)	34.0 (+)	81.0 (+)	61.0 (+)	乙	乙	同	なし	なし
古 崎 正泰 十九歳	昭和九年五月十五日	159.0 (+)	50.0 (+)	36.0 (+)	84.0 (+)	64.0 (+)	甲	甲	同	なし	なし
中 尾 重一 十七歳	昭和九年五月十四日	155.0 (+)	46.0 (+)	33.0 (+)	79.0 (+)	59.0 (+)	甲	甲	同	なし	なし
島 岡 儀一郎 十六歳	昭和九年五月十五日	156.0 (+)	47.0 (+)	34.0 (+)	80.0 (+)	60.0 (+)	乙	乙	完	なし	なし
伊 藤 輝 十六歳	昭和九年五月十五日	157.0 (+)	48.0 (+)	35.0 (+)	81.0 (+)	61.0 (+)	乙	乙	完	なし	なし
井 上 茂治 廿一歳	昭和九年五月十五日	158.0 (+)	49.0 (+)	36.0 (+)	82.0 (+)	62.0 (+)	甲	甲	下顎齒三	なし	なし
中 尾 幸四 廿二歳	昭和九年五月十四日	159.0 (+)	50.0 (+)	37.0 (+)	83.0 (+)	63.0 (+)	甲	甲	下顎齒三	なし	なし
青 柳 正男 廿三歳	昭和九年五月十五日	160.0 (+)	51.0 (+)	38.0 (+)	84.0 (+)	64.0 (+)	乙	乙	完	なし	なし
中 村 米吉 廿三歳	昭和九年五月十五日	161.0 (+)	52.0 (+)	39.0 (+)	85.0 (+)	65.0 (+)	甲	甲	完	なし	なし
高 野 忠義 廿四歳	昭和九年五月十五日	162.0 (+)	53.0 (+)	40.0 (+)	86.0 (+)	66.0 (+)	甲	甲	上顎齒二 下顎齒一	なし	なし
岩 田 辰男 廿四歳	昭和九年五月十五日	163.0 (+)	54.0 (+)	41.0 (+)	87.0 (+)	67.0 (+)	乙	乙	下顎齒三 充	なし	なし
河 原 崎 幸四 廿五歳	昭和九年五月十五日	164.0 (+)	55.0 (+)	42.0 (+)	88.0 (+)	68.0 (+)	乙	乙	上顎齒三 下顎齒三	毎年脚氣を患ふ	毎年脚氣を患ひたるに榮養を攝取後起らず

氏名	検査日	身長	體重	頸圍	胸圍	腹圍	概評	榮養	齒牙	既往疾病	現在疾病
高野ノク 廿一歳	昭和九年五月十四日	156.0 (+)	45.0 (+)	34.0 (+)	80.0 (+)	60.0 (+)	乙	乙	同	なし	なし
平 啓次郎 二十歳	昭和九年五月十五日	158.0 (+)	48.0 (+)	35.0 (+)	82.0 (+)	62.0 (+)	甲	甲	完	なし	なし
武田三郎 二十歳	昭和九年五月十四日	157.0 (+)	47.0 (+)	34.0 (+)	81.0 (+)	61.0 (+)	乙	乙	同	なし	なし
古 崎 正泰 十九歳	昭和九年五月十五日	159.0 (+)	50.0 (+)	36.0 (+)	84.0 (+)	64.0 (+)	甲	甲	同	なし	なし
中 尾 重一 十七歳	昭和九年五月十四日	155.0 (+)	46.0 (+)	33.0 (+)	79.0 (+)	59.0 (+)	甲	甲	同	なし	なし
島 岡 儀一郎 十六歳	昭和九年五月十五日	156.0 (+)	47.0 (+)	34.0 (+)	80.0 (+)	60.0 (+)	乙	乙	完	なし	なし
伊 藤 輝 十六歳	昭和九年五月十五日	157.0 (+)	48.0 (+)	35.0 (+)	81.0 (+)	61.0 (+)	乙	乙	完	なし	なし
井 上 茂治 廿一歳	昭和九年五月十五日	158.0 (+)	49.0 (+)	36.0 (+)	82.0 (+)	62.0 (+)	甲	甲	下顎齒三	なし	なし
中 尾 幸四 廿二歳	昭和九年五月十四日	159.0 (+)	50.0 (+)	37.0 (+)	83.0 (+)	63.0 (+)	甲	甲	下顎齒三	なし	なし
青 柳 正男 廿三歳	昭和九年五月十五日	160.0 (+)	51.0 (+)	38.0 (+)	84.0 (+)	64.0 (+)	乙	乙	完	なし	なし
中 村 米吉 廿三歳	昭和九年五月十五日	161.0 (+)	52.0 (+)	39.0 (+)	85.0 (+)	65.0 (+)	甲	甲	完	なし	なし
高 野 忠義 廿四歳	昭和九年五月十五日	162.0 (+)	53.0 (+)	40.0 (+)	86.0 (+)	66.0 (+)	甲	甲	同	なし	なし
岩 田 辰男 廿四歳	昭和九年五月十五日	163.0 (+)	54.0 (+)	41.0 (+)	87.0 (+)	67.0 (+)	乙	乙	同	なし	なし
河 原 崎 幸四 廿五歳	昭和九年五月十五日	164.0 (+)	55.0 (+)	42.0 (+)	88.0 (+)	68.0 (+)	乙	乙	同	なし	なし

氏名	検査月日	身長	体重	頭圍	胸圍	腹圍	概評	榮養	齧牙	既往疾病	現在疾病
田中守之助 廿六歳	昭和九年 十二月八日	142.0	40.0	48.0	62.0	72.0		甲	上顎齧二、下顎齧二	本年夏神經衰弱となる	なし
	昭和十一年 五月四日	143.0	42.0	49.0	63.0	73.0		甲	上顎齧二、下顎齧二	なし	なし
武藤孝一 廿八歳	昭和九年 十二月七日	141.0	38.0	47.0	61.0	71.0		乙	完	なし	なし
	昭和十一年 五月四日	142.0	40.0	48.0	62.0	72.0		甲	完	なし	なし
吉川 誠治 三十歳	昭和九年 二月十四日	142.0	40.0	48.0	62.0	72.0			上顎齧三、下顎齧三	昨年三月大腸を患ふ後二ヶ月	なし
	昭和十一年 五月五日	143.0	42.0	49.0	63.0	73.0			同	なし	なし
石川 ヲス 卅一歳	昭和九年 五月十一日	142.0	40.0	48.0	62.0	72.0		甲	上顎齧二、下顎齧二	なし	なし
	昭和十一年 五月五日	143.0	42.0	49.0	63.0	73.0		甲	同	なし	なし
木下 利吉 四十五歳	昭和九年 二月十三日	141.0	38.0	47.0	61.0	71.0		乙	上顎齧一	本年春胃腸病を患ふ	なし
	昭和十一年 五月四日	142.0	40.0	48.0	62.0	72.0		乙	同	なし	なし
新井小樹女 五十歳	昭和九年 二月十九日	141.0	38.0	47.0	61.0	71.0		乙	上顎齧六、下顎齧八	なし	左血一四〇、右血一六五
	昭和十一年 五月七日	142.0	40.0	48.0	62.0	72.0		乙	同	なし	なし
武藤文蔵 廿三歳	昭和九年 十二月七日	141.0	38.0	47.0	61.0	71.0		乙	完	なし	なし
	昭和十一年 五月七日	142.0	40.0	48.0	62.0	72.0		乙	完	なし	なし
非組合員 加藤タメ 四十六歳	昭和九年 一月廿七日	141.0	38.0	47.0	61.0	71.0		乙	上顎齧七、下顎齧七	坐竹神經痛を患ひたり	なし
	昭和十一年 五月六日	142.0	40.0	48.0	62.0	72.0		乙	同	なし	十日前より食糧異常あり

氏名	検査月日	身長	体重	頭圍	胸圍	腹圍	概評	榮養	齧牙	既往疾病	現在疾病
田中守之助 廿六歳	昭和九年 十二月八日	142.0	40.0	48.0	62.0	72.0		甲	上顎齧二、下顎齧二	本年夏神經衰弱となる	なし
	昭和十一年 五月四日	143.0	42.0	49.0	63.0	73.0		甲	上顎齧二、下顎齧二	なし	なし
武藤孝一 廿八歳	昭和九年 十二月七日	141.0	38.0	47.0	61.0	71.0		乙	完	なし	なし
	昭和十一年 五月四日	142.0	40.0	48.0	62.0	72.0		甲	完	なし	なし
吉川 誠治 三十歳	昭和九年 二月十四日	142.0	40.0	48.0	62.0	72.0			上顎齧三、下顎齧三	昨年三月大腸を患ふ後二ヶ月	なし
	昭和十一年 五月五日	143.0	42.0	49.0	63.0	73.0			同	なし	なし
石川 ヲス 卅一歳	昭和九年 五月十一日	142.0	40.0	48.0	62.0	72.0		甲	上顎齧二、下顎齧二	なし	なし
	昭和十一年 五月五日	143.0	42.0	49.0	63.0	73.0		甲	同	なし	なし
木下 利吉 四十五歳	昭和九年 二月十三日	141.0	38.0	47.0	61.0	71.0		乙	上顎齧一	本年春胃腸病を患ふ	なし
	昭和十一年 五月四日	142.0	40.0	48.0	62.0	72.0		乙	同	なし	なし
新井小樹女 五十歳	昭和九年 二月十九日	141.0	38.0	47.0	61.0	71.0		乙	上顎齧六、下顎齧八	なし	左血一四〇、右血一六五
	昭和十一年 五月七日	142.0	40.0	48.0	62.0	72.0		乙	同	なし	なし
武藤文蔵 廿三歳	昭和九年 十二月七日	141.0	38.0	47.0	61.0	71.0		乙	完	なし	なし
	昭和十一年 五月七日	142.0	40.0	48.0	62.0	72.0		乙	完	なし	なし
非組合員 加藤タメ 四十六歳	昭和九年 一月廿七日	141.0	38.0	47.0	61.0	71.0		乙	上顎齧七、下顎齧七	坐竹神經痛を患ひたり	なし
	昭和十一年 五月六日	142.0	40.0	48.0	62.0	72.0		乙	同	なし	十日前より食糧異常あり

以上は榮養食攝取開始後約一年半を経過せるものゝ身體検査の成績なるも、受檢者數少なきと對照となるべき非榮養食攝取者の検査表なきにより、精確なる觀察を下すこと困難なるも、被檢者約三十名中體重の減少を來せるは六名にして、其内三名は分曉齧齦等の關係によりて、正常の榮養状態を表によりて觀察するを得ざるものに屬し、其他の減少者も其減少計數僅少にして、其健康状態極めて佳良なるものなり。而して成長を終りたる壯年者にありては概ね體重、胸圍、腹圍等の増加を認めたり。尙各家庭に就て何々と觀察するに、一ヶ年來著しく罹病者の數を減じ醫藥費を節し得たりと一般に主張せらるゝところなり。他日罹病者數及醫藥費の統計を得て之を如實に立證するの機會あるべし。

即ち健康調査の結果より見るに、炊事場に於て「單位式献立」に依り、調理を行ひて配給せば組合員家庭に於て都合に より一時的、或は部分的に配給を受けざる事ありても、保健上には想像以上の良結果を表すべし。

一、府立農林学校寄宿舎生の體重検査に就て

昭和十年十月より府立農林学校寄宿舎生に榮養食を配給せり、肉體勞働の比較的過激なる發育期なる農林学校生徒に、一般家庭を標準とせる榮養食を配給し、體重に如何なる影響あるやを検査せり。

配給當初昭和十一年度に卒業せる寄宿舎生五名を被試驗者とし、對照に普通食者五名を選定せり。

體重増加の傾向を知らんが爲に對照者は重體重者、輕體重者を混合し、四ヶ月間毎月検査を行へり、被試驗者對照者共に食事以外の飲食物は任意とす。

被試驗者は第二回検査時に於いて體重減少の傾向を示し、對照者は増加の傾向を示すも第三回の検査時には被試驗者は急激なる増加を示し、對照に比し二ヶ月間に平均〇、一九五珎の増加を示せり。第四回の検査時には被試驗者の體重増加は其の儘繼續し對照者に比し實に三ヶ月間に平均〇、五八五珎の増加を示せり。

即ち三食以外の飲食物を任意とする時は日本人青年期の中等度の榮養量に依り、肉體勞働の比較的劇しき青年前期者の

體重増加に好結果を來す事を示す。

榮養食常用者體重検査表

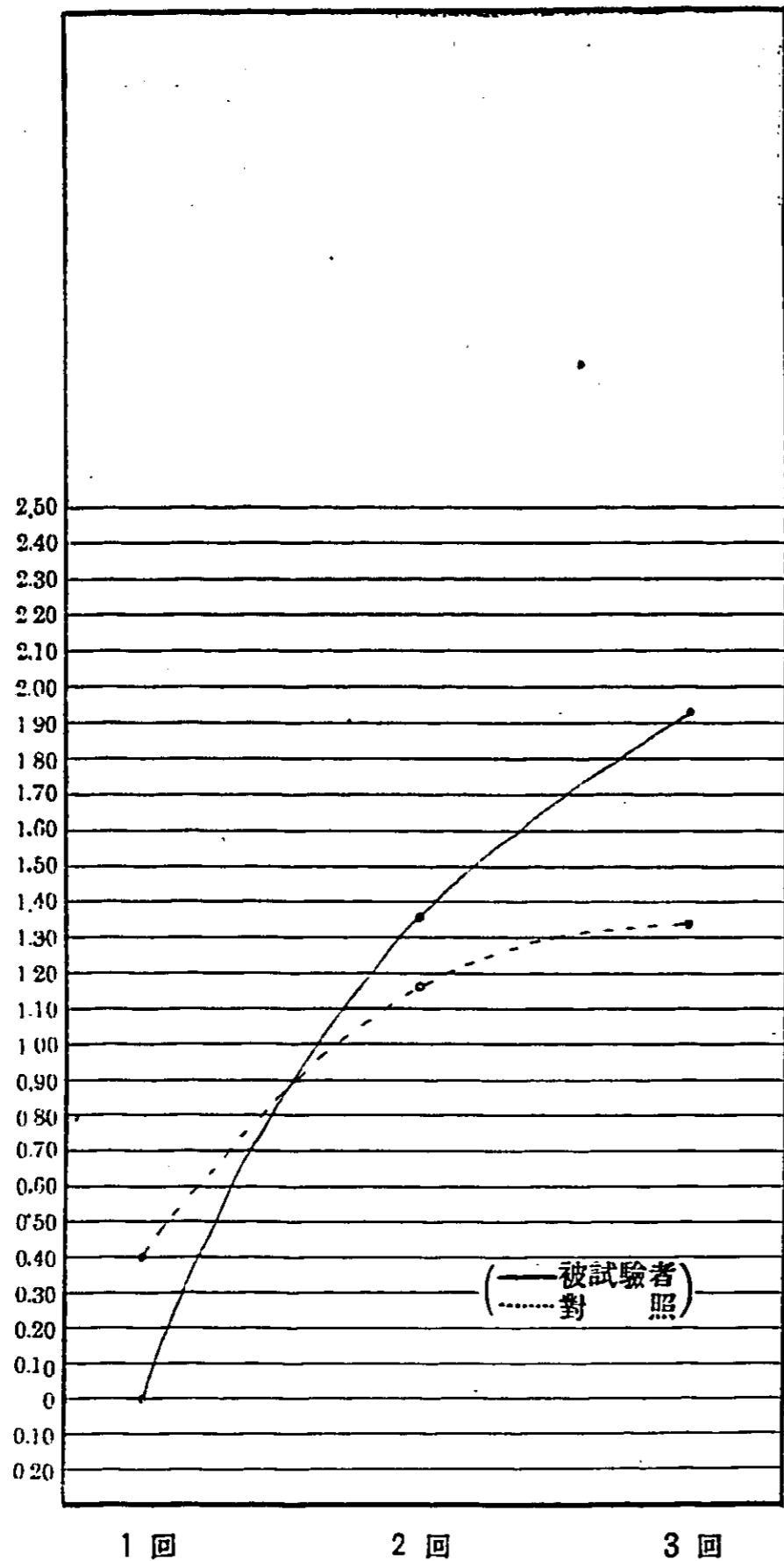
者食通普		者食常食榮榮											
平	黒	中	小	中	田	平	藤	水	河	栗	井		
須	須	島	宝	村	中	藤	田	野	野	原	上		
崎	崎	交	宝	崎	武	均	均	久	和	保	幸		
一	一	治	有	英	雄	均	均	兵	人	保	夫		
郎	郎	治	有	英	雄	均	均	衛	人	保	夫		
均	均	均	均	均	均	均	均	均	均	均	均		
192.0	193.0	194.0	195.0	196.0	197.0	198.0	199.0	200.0	201.0	202.0	203.0	昭和十年十月	
(+)	(+)	(-)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(-)	(-)	(-)	(+)	(-)	同年十一月
192.0	193.0	194.0	195.0	196.0	197.0	198.0	199.0	200.0	201.0	202.0	203.0	同年十二月	
(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(-)	(-)	昭和十一年
192.0	193.0	194.0	195.0	196.0	197.0	198.0	199.0	200.0	201.0	202.0	203.0	昭和十一年	
(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	同年十一月
192.0	193.0	194.0	195.0	196.0	197.0	198.0	199.0	200.0	201.0	202.0	203.0	昭和十一年	
(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	同年十一月

結 論

之を要するに吾人が家庭榮養食配給を開始してより茲に一年有半、物品販賣業者の家族店員、家内工業者の家族雇入師、中等教員、官吏其他の依給生活者の家族等を一團とし之に同一の榮養食を配給し、之を永續し得るの自信を得て、現に被配給者を多大に裨益しつゝあることを確認するの域に達

せり。即ち以上は本組合創設第一次の施設成績の概要であるが、要するに本組合の如き小市街地に於ける各種商店、依給生活者等の異りたる各階級に涉り、區々雜駁なる家庭を糾合して組織したるもの全國殆んど類例なき所謂、創作的原始的のものなれば研究上對照比較すべき何ものもない。強いて類例を求むれば府下及近縣に於て二三の既設組合あるも、此等

榮養食常用者と普通食者との比較體重グラフ



榮進組合は孰れも生活的様式の同一状態にある工場集團地域に於て、組合員たる工場に配給するものなれば全然採つて飽とする能はず、故に此の種施設が果して成功し得べきか五里霧中に彷徨するの感があつた。然るに最早創業一年有半を經

過し漸く本報告の調査を了するに至つた。故に我々は少くも左の二項の如きは適切に其効果の著しきものと見らるゝの感があつた。所謂

一、經濟的方面に於ては大量に原料を購入調製することに

よりて其價格の低廉なるは勿論著しく家庭に於ける人件費を節約して家庭經濟に多大の節約を來さしめ生活費に餘裕を生ぜしむ。

二、保健衛生方面に於ては著しく體質の改善に成功して罹病率を減少せしむるを得たり。
更に進んで此の經營を繼續して大に當初の理想達成に邁進し得べき適確なる或る「ヒント」を捜み得たるが如き感あるを喜ぶものである。

乍併本組合は幸にして創業以來放々經營の結果、其の收支決算上多少の剩餘を得たことは事實であるが、之を以て創業費中組合員の負擔金は兎に角、其の以外に負債として残存せるものを償却し盡すことは前途尙茫洋の感あり。殊に近時物價騰貴の趨勢と食費收入との關係等組合自體の經濟的に考慮を要すべき難關もあり、今後の經營上又決して樂觀を許されない状態にあるものである。

本組合は其規模小にして被配給人員も亦工場榮養食配給の例に比して貧弱なるを免れず、其設備の如きも見るべきものなしと雖も、此の種の企圖を擴充して之を全國に及ぼし、彼の産業組合の如く、其數を増加するに至らば國家社會に貢獻すること蓋し尠小にあらざるべしと信ず。

(本文は「青梅榮養食配給組合報告書」に依る)

第三章 本府榮養改善施設の將來

前述の如く、本府に於ては昭和十一年度より「榮養改善費」として豫算を計上したが、その内容は「人件費」と「事務費」のみであつて、事業費がなかつたのである。依つて昭和十二年度に於ては右の外「講習及宣傳費」を計上し、尙ほ十三年度に於ては更に村落の榮養改善のため「共同炊事獎勵補助費」を計上し、年々内容の充實を計り、榮養改善事業の完璧を期してゐる。

本府に於ける改善事業は他府縣に比較して、今日の處遺憾乍ら進歩發展してゐるとは言ひ得ない状態であるが、國家的見地からしても、本府に於ては百年の大計の下に、萬全の努力を致してゐる次第であるが、斯かる事業は如何に當局のみが粉骨碎身しても、府民諸氏の理解ある協力が無ければ、其の實效を期し難いのであつて、殊に國民精神總動員下にある今日、宜しく舉國一致、國民體位の向上に努め、以て躍進途上にある青年日本のより以上の將來の發展のため盡さねばならない。

尙ほ明十三年度に於て實施すべき「共同炊事」及び「戸別指導」の概要は別項の通りであるが、之れに先立ち、共同炊事實施要項中の「部落選定」條件に適合せる村落として三多摩郡下に於て九ヶ村落を選択し、左記要項に依り、東京府榮養講習會を本府主催にて開催することとした。

東京府榮養講習會開催要項

一、参加者 女子青年團員、家庭主婦(會場所在地に於ては可成一戸より一人宛出席のこと)其他一般約五〇名

一、會費 不要

一、期日及會場 二月二十二、二十三日 北多摩郡東村山村化成尋常高等小學校

二月二十八、三月一日 同 三鷹村西三鷹集會所

三月二、三日 南多摩郡多摩村連光寺集会所

三月四、五日 北多摩郡昭和村宮澤集会所

三月七、八日 南多摩郡横山村役場

三月十、十一日 同 恩方村第一尋常高等小學校

三月十三、十四日 西多摩郡戸倉村盆堀集会所

三月十七、十八日 同 古里村古里尋常高等小學校

三月二十三、二十四日 同 氷川村日原集会所

一、講習日程 第一日午前九時より

村落栄養改善としての共同炊事と戸別指導に就て、調理實習

第二日午前九時より

栄養常識一般、調理實習

共同炊事実施要項

共同炊事は左の如き方法に依り実施するものとする

一、部落の選定

(イ) 保健衛生施設に比較的的理解あるもの

(ロ) 戸数二〇—三〇戸(一〇〇—一五〇人)にして住居の甚だしく散在せざるもの

(ハ) 生活程度の甚だしくなまぬもの

(ニ) 食品の自給自足の比較的容易なるもの

二、実施方法

(イ) 農繁期に於て実施

(ロ) 実施當初に於ては賦立作成、調理等技術的事項は本府指導員をして擔當せしめ、部落民(例へば青年、婦女子等)を指導養成し、將來の炊事に當らせる

(ハ) 炊事の種類

1 副食

2 間食

3 兒童辨當

(ニ) 配給

配給時間は板木、振鈴等により合圖し、豫め持参し置きたる食器に戸別要求量に應じ分配する

(ホ) 規定の作成
食品、燃料等は全て其部落にて都合するを本領とし、尙ほ庶務、會計等に關しては其部落の實狀に適應する規定を設け、之れを統制することとする

戸別指導實施要項

前項により共同炊事を實施するに當り、部落民一般の栄養に關する理解徹底を期するため、左により其部落の戸別指導を行ふものとする

一、指導方法

(イ) 時期、期間

農閑期を利用し、本府より派遣の指導員に依り、戸別に五—七日間巡回指導

(ロ) 講演、講習、座談會等の開催

巡回指導の餘暇又は夜分を利用し、一戸より一人當り出席せしめ、栄養改善テキスト、栄養讀本等により講話をなし、尙ほ學校給食、共同炊事に關する説明並に質問座談會を開催

右の外青年団並に一般民衆に對し講演會、映畫會を適當の日に開催する

二、栄養調査

共同炊事實施に當り其の參考とするため二、三の栄養調査を行ふ

第四章 東京府主催大講習會に於ける講演集

開會の挨拶

東京府衛生課長 草間弘司

本回は府が主催となりまして栄養講習會を開催致しましたところ、此のやうに澤山の皆さんが御出席下さいまして主催者といたしまして非常に嬉しく存じて居る次第であります。只今から時間割によりまして引き続き講義がある筈であります、其の前に一言御挨拶を申し上げます。

私達が健康を保ち乍ら日常生活を営んで行く上には其の原動力が必要であります。其の原動力となるものは日常の食べ物によらなければならぬことは勿論でありまして、従つて食べ物の善悪或は合、不合理は健康にも生活の上にも様々の影響があるわけでありまして。そこでいふ影響を齎らさんがためには、從來の食べ物に萬一缺點或は不合理な點があつたならば之を正し、又は合理化せしめねばなりません、そこに栄養改善といふ重要な問題が起つて來るわけでありまして。栄養改善は近來非常にやかましく稱へられて參りまして、現今では學校に、工場に、町村部落に、又病院に、共同炊事による栄養改善といふやうに各方面に於て着々實施されつゝありまして保健上にも或は經濟上にも非常によい結果が擧げられてゐるのであります。

栄養改善が重要である理由を、もう少し突込んで考へて見ますと、先づ我が國の保健衛生の問題を考へねばなりません。今二三の事例を簡單に申上げて見ますれば、我が國では御承知の如く乳兒の死亡率が非常に高いのであります。百人の赤ん坊が生まれますと一年の内に十二、三人は死亡してゐます。日本全體では二十四、五萬人